

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 第十三条及び第十六条の規定の適用については、平成二十五年三月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、第十三条第六十七号(一)及び第十六条第七十七号(一)中「一億円以上」とあるのは「一億五千万円以上」とする。

附 則

この規則は、平成二十五年三月一日から施行する。